

## ■なぜ債務整理が必要なのか？

### ●グレーゾーン金利 ～利息制限法と出資法のはざま～

多重債務者は、さまざまな理由で借金を重ね、自分の収入では返済できなくなった人のことです。返済できない理由に、高い利息が挙げられます。

日本では、金利を定める法律が2つあります。1つは、利息制限法です。

年15～20%の金利とし、これを超える金利は無効です。

もう1つは、出資法です。上限金利は29.2%で、これを超えると刑事罰が科せられます。

利息制限法の上限金利20%と出資法の上限金利29.2%の間の金利を「グレーゾーン金利」といいます。

### ●法の改正で上限金利が20%に

今まで、グレーゾーン金利での貸し付けには、刑事罰が科せられませんでした。多重債務の多くは、グレーゾーン金利で貸し付けられて、利息ばかりを返済し、いつまでも元金が減らない状態に陥っていました。

平成18年12月20日に「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。

この改正で、出資法の上限金利は20%に引き下げられ、これを超える金利には、刑事罰が科せられることになりました。

改正は、公布からおおむね3年をめどに実施されます。

債務整理をして、グレーゾーン金利で借りたお金を、利息制限法で計算し直すと、借金が減るケースがあります。

中には、返済はすでに終わっていて、払い過ぎたお金を業者から返してもらえるケースもあります。

借金で悩んでいる人は、勇気を出して相談してください。